

# みんなには 日本共産党 綾部市会議員の

# つきがしら 久美子です

大島町梶長16-12  
 FAX: 42-9558  
 携帯: 090 2285 8627  
 メール: kumiko@xi.boj.jp  
 ブログ・フェイスブック:  
 つきがしら久美子で検索を  
 日本共産党綾部市会議員団ホ  
 ムページ:  
<http://www.jcp-ayabe.jp/>

## 私の議会質問

一緒に配布する  
 議員団ニュース  
 とあわせてお読  
 み下さい

■「地域・住民の実態に合った「医療改革」を求め」

・今後の医療の方向

・「地域包括ケア」実現のためにも  
 医師不足解消を

■4月から介護サービス変更されるが、要支援者に必要なサービスの保障を  
 ・介護事業所への報酬単価を引き下げないこと

■茶の産地・綾部にふさわしい振興策を (議員団のニュースをご覧ください)

### どうなる?

### 医療「改正」と今後の方向

国は「医療・介護の改革」として、高度急性期から在宅介護までの一連の流れを見直すとしています。

「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4区分にベッドを規制し、病状に合わせ患者が病院を移動することになります。そうして早期に在宅へ帰らせ、国の医療費を減らすのが目的のようです。

二次医療圏内(綾部・福知山・舞鶴)で2016年度中に各病院の機能を決め、2018年度の医療計画に反映します。

【質問】綾部市内の医療の方向はどうなるのか?

【市長答弁】中丹地域医療構想会議で医療ビジョンが固まっています。今回は病床機能を病院自らが見直すもので、地域の医療供給体制が下がるものではない。今以上に病院間の連携が必要になってくる。

市立病院は急性期の役割を維持しつつ病棟ごとの見直しも検討課題だ。中丹医療圏では小児心臓血管外科、肛門外科など特殊な診療科以外は充足している。綾部市も脳神経外科は舞鶴医療センター、産

婦人科は福知山市民病院と協定している。

【質問】国が言う「地域包括ケアシステム」とは、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送れる体制」であり、(理念はもっともだが、国が行っていることは全く逆)その体制作りが急務だ。医師不足解消や、往診など在宅医療の見直しはどうか。

【市長答弁】市立病院の医師確保は最重要課題で、各方面に働きかけを請うている。在宅医療は、市内医療機関の半数が往診し、訪問看護は2か所で行って頂いている。

【質問】国が言う「地域包括ケアシステム」とは、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送れる体制」であり、(理念はもっともだが、国が行っていることは全く逆)その体制作りが急務だ。医師不足解消や、往診など在宅医療の見直しはどうか。

## 介護保険 要支援者へ 必要なサービス保障を

昨年4月の介護保険改正では、保険料の引き上げ、特養入所を要介護3以上に限定するなど今までにない大改悪が行われました。同時に介護報酬の引き下げも実施され、慢性的な介護職員不足も解消されません。「介護崩壊」につながりかねない事態です。

特に要支援のデイサービス、ヘルパー利用が今年4月から順次、「新総合事業」として綾部市の地域支援事業へ移行され、今まで通りのサービスが受けられない方が出てきます。

【質問】4月からの事業内容はどのようになるのか。厚労省は、無資格のボランティア活用を促しているが、ボランティアに責任を持たされることに抵抗があるのではないか。

【答弁】必要の人に必要サービスを提供することが基本だ。今後は、要支援者がすべて一律のサービスを受け

【質問】市が定めることになったが、報酬単価は市が定めることになったが、サービスに見合うものでない、事業者は要支援者の受け入れを控えるか、サービスの質を落とすかになるのではないか。今の予防給付の単価を保障しよう求め

【答弁】市が利用者負担割合を設定することになっているが、国が定める金額を基準に設定する。

【質問】市が利用者負担割合を設定することになっているが、国が定める金額を基準に設定する。

【答弁】市が利用者負担割合を設定することになっているが、国が定める金額を基準に設定する。

るのではない。サービス提供によって逆に自立が阻害されることもあり、受けるのが適切でない人に対してサービスを提供する。

【質問】事業者は要支援者の受け入れを控えるか、サービスの質を落とすかになるのではないか。今の予防給付の単価を保障しよう求め

【答弁】市が利用者負担割合を設定することになっているが、国が定める金額を基準に設定する。

【答弁】市が利用者負担割合を設定することになっているが、国が定める金額を基準に設定する。

## 京都から

### 憲法守る大河原としたかさんを

日本共産党の参院選・京都選挙区予定候補は、大河原としたかさん。発表して一年が経ちました。時々二緒させていただく機会があります。シブな若手弁護士さんです。

1月29日、関西建設アスベスト訴訟の京都訴訟で、京都地方裁判所は、国と企業の責任を認める原告全面勝訴の判決を言い渡しました。大河原さんは担当弁護士



勝訴を知らせる大河原弁護士

として、府下の作業場などを訪ね、どんな建材でどのような作業をしたのかと細かく聞き取りをしています。その調査と、アスベスト被害者や支援団体の力で勝訴することができました。京都訴訟原告の長野好孝さんは、「大河原さんは親身になって考えてくれ、信頼しています。過去には自民党議員を応援してきたが、今度の参院選では周りの人にも訴え、きばらんなんと思っと思っています」と話しています。

大河原さんは山形県出身、京都大学法学部卒業、京都弁護士会副会長。

家族は子ども2人の4人家族。料理のレパートリーを上げ、毎年、みそと梅干作りを手がけます。赤しそふりかけは子どもに人気の一品だそうです。

長くかかりましたが、「ありがとう」の音がうれいのです  
皆さんの声と願いが市政を動かしました

# 水道料引き下げ実現

4月から、水道メーター使用料の廃止、料金体系の見直しで、8割の水道使用者の値下げが実現します。  
16年間引き下げを求め続けてやっと実現したことをうれしく思います。  
振り返ってみますと、1999年3月大幅値上げ提案  
当時の四方市長が、「今後水需要が増えるから施設整備が必要」という理由で、水道料1.5、4%という大幅値上げの提案  
日本共産党は、水道使用水量や一日最大給水量などを調べて、「人口減少や節水機器が普及する時代に、使用水量の見込みが多すぎる」と、その結果6.8億円の整備計画も過大である」と反対しました。  
2006年市議選では「福知山市、舞鶴市の2倍以上も高い水道料」「水道浄水器（ウォーター）使用料は原価の5倍」「内部留保5億円の1部を使って水道料引き下げを」と訴えました。  
25000筆の署名を市長に提出し引き下げを求めました。  
綾部市は広報ネットで

「広域に給水、将来の改築や老朽管のためお金が必要」と、特集し、保守会派議員も「内部留保は必要な資金、水道料引き下げはできない」と語り始めました。  
共産党議員団は水道料引下げ条例を提案  
2010年6月議会で、「量水器使用料と閉栓料の廃止を求める条例改正」を提案。この内容は量水器使用料（2か月で420円）と閉栓料（水道を止めても420円）徴収を廃止する条例でした。  
水道料引下げの条例提案は、保守会派議員の反対で否決されました。  
しかしその後、上水道会計で支出していた簡易水道の借入金返しについて、2011年度から、一般会計から簡水への繰り入れが実施されました。  
2013年には、基本水量（2か月16立法分）以下の少水量使用者が全体の3割を占めることから、「水道料金体系のみなおしが必要」と指摘すると、市は、「201

5年度に見直す」と表明がありました。  
水道審議会でも水道料見直しを委員会  
水道審議会から、「水道メーター使用料と閉栓料の廃止」「基本水量を廃止し、基本料金と従量制に」等の答申が2015年9月に提出されました。  
（共産党が主張してきた内容と同様でした）  
12月議会に、水道料金体系の見直し議案が提出され、全会一致で可決されました。  
今後、上水道と簡易水道の経営統合の問題があり、統合後も国・府の補助金を求める意向を、共産党が提起して提出しています。

「要望をお聞きして、提案しました。」

## 府民公募型事業で実現します

要望をお聞きして、提案しました。

**【内容】**  
福知山方面へ向かう車両が信号を右折して広域農道へ入る場合、対向車が途切れるのを待つ間、後続車が通過できない。特に朝の通勤時に渋滞する。  
【京都府の対応策】  
直進・右折帯又は専用レーンの設置



**【場所】**  
高津町地内の府道綾部福知山線にある信号機の交差点

**【内容】**  
安場川の雑木・雑草が流水を阻害。また河岸高が低い箇所から溢水し水損被害あり。  
【京都府の対応策】  
護岸の設置（写真の奥側の護岸工事予定）



**【場所】**  
上冠町地内の安場川河岸

## 安倍首相の「憲法9条改悪」にストップを

自民党の憲法改悪案の一部を紹介します。①天皇を「元首」として国家の主権者としている。（主権在民ではない）②9条改定では、2項の「戦力不保持」を削除し、軍隊（国防軍）を持つと明記。③現憲法は、国が個人の権利を侵害しないよう国が守るべきもので、国民が守るものではない。ところが逆に国民に尊重する義務を課している。

<p><b>【自民党案】</b> 第1条 天皇は、日本国の元首で… 第2章 安全保障 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 2 前項の規定は、<u>自衛権の発動を妨げるものではない。</u></p> <p><b>新設（国防軍）</b> 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>第102条 <u>全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</u> 2 国会議員、内閣大臣、裁判官その他の公務員はこの憲法を擁護する義務を負う。</p>	<p><b>【現憲法】</b> 第1条 天皇は、日本国の象徴で… 第2章 戦争の放棄 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、<u>国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</u></p> <p>2 前項の目的を達するため、<u>陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</u></p> <p>第99条 <u>天皇又は摂政及び内閣大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</u></p>
--	--

「戦争法廃止を求める」  
2千万署名に  
ご協力をお願いします

**6 安全確保**

安全確保に  
万全をつくします!!



こんなのおっぱなしていいんですか?  
110mm対空戦車弾  
うん そうだね

ひえ〜っ やっぱり「戦闘」になるんだ  
がんばってね〜

攻撃されたらどうするんですか?  
そりゃー武器は使うよー